

組織改革について

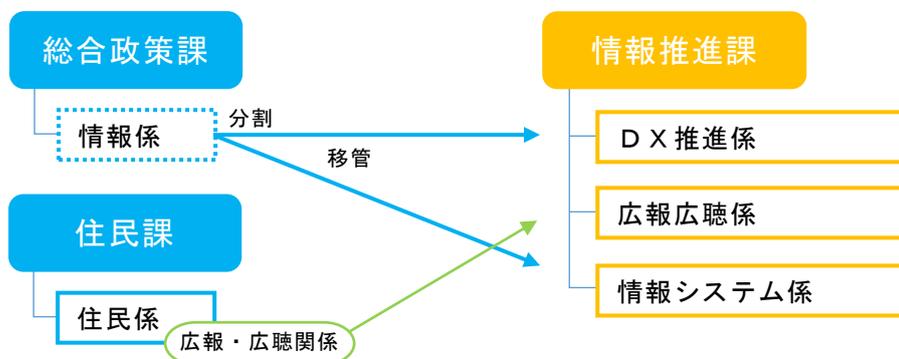
1 組織改革の目的

- ① 住民その他の利用者の利便性の向上
- ② 重要施策の推進体制の整備

2 令和6年4月1日からの組織変更案（概要）

(1) 「情報推進課」を設置

- 自治体DX推進の加速を図る。
- 広報・広聴部門と情報部門が連携することにより、機動的な情報受発信の実現を図る。



(2) 「新庁舎周辺整備課」を設置

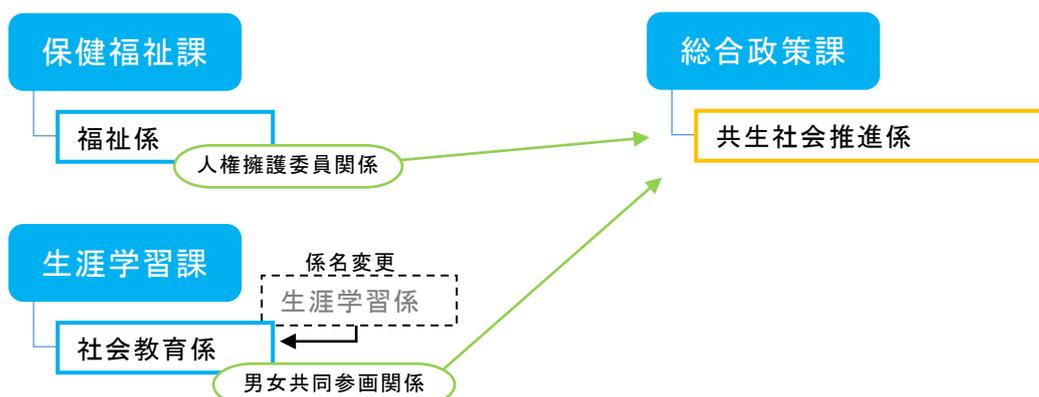
- 本格化する新庁舎整備事業を着実に推進する。

新庁舎周辺整備課 — 新庁舎周辺整備室

- ・ 総合政策課まちづくり推進室が町長特命事項として進めている新庁舎整備の見直しに関する事務を引き継ぎ、併せて中央公民館等の周辺施設の改築計画等についても所管する。

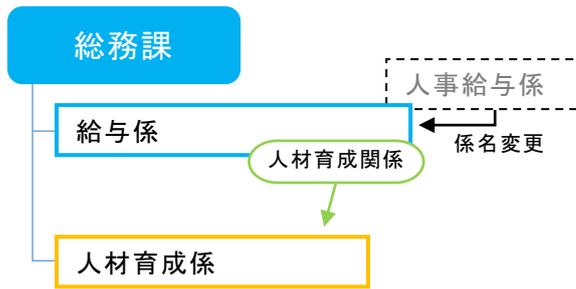
(3) 総合政策課に「共生社会推進係」を設置

- 多文化共生、人権問題、男女共同参画、LGBTQ 等に関する共生社会の実現に向けた施策を一元的に推進する。



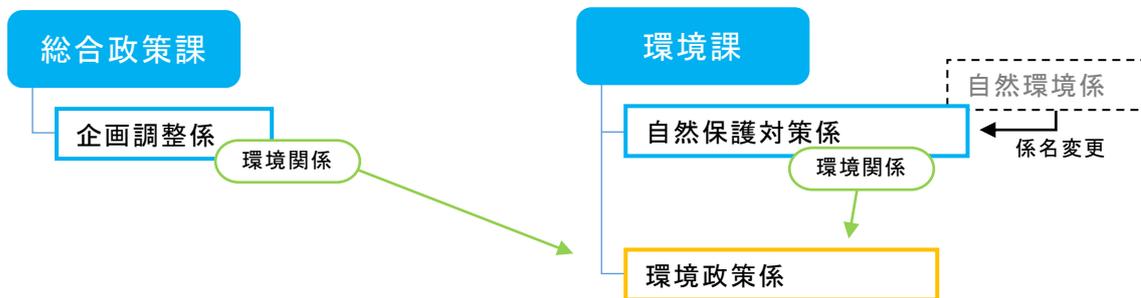
(4) 総務課に「人材育成係」を設置

- 多様化する業務に対応するため、有能な人材の確保及び職員のスキルアップを図る。



(5) 環境課に「環境政策係」を設置

- 町の重要政策である環境政策に関する事務を集約する。



(6) 「スポーツ推進係」を観光経済課に移管

- 長野県の組織変更に合わせ、スポーツ行政と観光振興との連携も意識する。



(7) 「軽井沢高校魅力化支援係」をこども教育課に移管

- 7校連携や幼小中高教育プログラムの推進と一体的に軽井沢高校の魅力化を図る。



※ 今回の組織改革により必要となる条例改正（課の設置及び分掌事務の変更等に関するもの）は、12月会議で議決されている。

※ 今後も、新庁舎の整備に伴う組織変更のほか、1の目的に沿って機動的に組織の見直しを行っていく予定です。